

出雲推奨商品「おいしい出雲」認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、出雲推奨商品認定委員会（以下「委員会」という。）が、出雲市内において生産又は製造されている魅力ある食品を出雲推奨商品「おいしい出雲」として認定し、積極的に情報発信することで、販売促進及び販売意欲の向上を図ることを目的とする。

(申請資格)

第2条 申請を行うことができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 出雲市内に主たる事業所を有する法人又は団体
- (2) 出雲市内に住所を有する個人

(認定対象)

第3条 認定対象となる食品とは、生鮮食品、加工食品及び飲料などの飲食物とする。

(認定単位)

第4条 認定の単位は、食品表示の名称、原材料が同一のもの毎に一品目として認定する。ただし、風味が異なる一連の商品、事前に内容が決まっているセット商品及び詰合せ商品については一品目として認定することができる。

例) 下記のような商品は一品目として認定することができる。

- 〇〇饅頭（容量：一箱6個入・一箱12個入）
- 〇〇ラーメン（醤油味・味噌味・塩味）
- 〇〇鍋セット（内容：肉・野菜・だし汁・麺）
- 〇〇詰合せ（内容：〇〇煎餅1個・〇〇饅頭1個・〇〇飴1個）

(認定申請)

第5条 出雲推奨商品「おいしい出雲」の認定を申請するものは、別表1に基づき、必要事項を記載の上、委員会に申請する。

(申請様式等の説明)

第6条 出雲推奨商品「おいしい出雲」認定にかかる各種申請については、下記の様式を使用する。

- (1) [様式第1号] 出雲推奨商品「おいしい出雲」認定申請書
一品目毎に商品名、規格（容量・風味など）、購入方法を記載
- (2) [様式第2号] 商品基本情報（FCP展示会・商談会シート）
一品目毎に商品特性、取引条件、企業紹介、製造工程などを記載
- (3) [様式第3号] 自己評価シート
一品目毎に認定基準（1）～（7）を自己評価し、その理由を記載
- (4) [様式第4号] 出雲推奨商品「おいしい出雲」変更・取下げ申請書
認定商品の変更内容、取下げ商品とその理由を記載

(5) 添付書類

- ア PL法に規定されている損害賠償責任を果たすことのできる責任保険の加入を証明するものの写し等
- イ その他会長が必要と認めるもの

(6) 商品サンプル

パッケージ、食品表示を含む商品サンプル

(認定基準)

第7条 認定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 出雲市内で生産・採取又は製造・加工された商品、若しくは出雲市内で生産・採取されたものを主な原材料として使用し、市外で製造・加工された商品
- (2) 消費者が安心して商品を購入するために義務付けられている食品表示法に基づいた食品表示がある商品
- (3) 関係法令に基づいた衛生管理を行った場所で製造された商品
- (4) 製造物責任法（PL法）第3条に規定されている損害賠償責任を果たすことができるよう責任保険に加入しているものが製造した商品。ただし、製造物責任法（PL法）の対象外となる商品は除く。
- (5) 特許権及び商標権を不当に侵害していない商品
- (6) 表示ラベルに申請者の名称が記載された商品
- (7) 出雲市以外で生産又は製造されていることを連想させる商品でないこと。
- (8) 「おいしさ」について、次のア～エのいずれか1つ以上にあてはまる商品である。
 - ア 出雲の食文化を表したおいしさである
 - イ 商品の見た目（中身）からおいしさが伝わってくる
 - ウ 商品の説明（外見）からおいしさが伝わってくる
 - エ 出雲の推奨商品として他者に勧めたいおいしさである
- (9) 「差別化」について、次のア又はイのいずれか1つ以上にあてはまる商品である。
 - ア 出雲に因んだ商品
 - 例) 下記のようなものを出雲に因んでいる商品とする。
 - ネーミングやパッケージに「出雲」の表記がある商品
 - 出雲市民が見て出雲を連想できるパッケージデザイン
 - 出雲の風土・歴史・謂れ等を活用している商品
 - 出雲市民がソウルフードと認める商品
 - イ 商品に魅力があり、将来、販売拡大に期待が持てる商品パッケージ、ネーミング、製造方法、想定する販路と販売プランとのバランス、バイヤー視点での取り扱いやすさを総合的に判断する。

(審査)

第8条 委員会は、第5条の申請があったときは、第7条の認定基準への適合に関する審査を、出雲推奨商品認定審査委員会（以下「審査会」という。）に付託する。

(認定)

第9条 委員会は、審査会の審査結果を受けて、出雲推奨商品「おいしい出雲」として認定する。

2 認定の可否は、申請者毎に認定通知書（様式第5号）又は不認定通知書（様式第6号）により通知する。

3 認定された商品は、一品目毎に認定証（様式第7号）を交付する。

(認定日)

第10条 認定日は、毎年4月1日とする。

(認定期間)

第11条 認定期間は、1期3か年とする。

2 認定期間中の認定については、追加認定とし、認定期間は、残期間とする。

(認定登録料)

第12条 認定された商品の認定登録料は、別表2のとおりとする。

(ガイドブックの発行)

第13条 期毎に当初認定分の商品を対象に、掲載希望商品についてガイドブックを発行する。なお、ガイドブックの掲載料は、認定登録料とは別に、一品目につき原則15,000円とし、ガイドブックへの掲載状況に応じて、調整する。

(認定の変更または取下げ)

第14条 一度認定を受けた商品の原材料の一部の変更、風味の異なる一連の商品の追加又はセット商品及び詰合せ商品の内容の変更が生じた場合は、次回開催する委員会に、「変更・取下げ申請書（様式第4号）」を提出の上、改めて認定を受ける。変更申請にあたっての提出物は、別表1のとおりとする。

2 やむを得ない事情により、生産・採取、製造・加工を中止する場合は、直ちに委員会に、「変更・取下げ申請書（様式第4号）」を提出する。取下げ申請にあたっての提出物は、様式第4号のみとする。

(申請者の責任)

第15条 申請者は、自らの責任に基づき本制度を利用するものとし、本制度の利用に関する一切の責任を負うものとする。

2 申請者が委員会及び審査会に対して提供した情報内容に起因して、第三者との間で紛争等が生じた場合には、申請者の責任においてこれに対処するものとし、委員会及び審査会に一切の迷惑をかけないこととする。

3 申請者が出雲推奨商品の保有者となった場合には、出雲推奨商品認定制度及び認定商品の普及に共に協力することとする。

(認定取消し)

第16条 次の各号に該当する商品は、認定を取り消す。

(1) 認定基準に適合しないと認められた商品

(2) 申請に虚偽のあった商品

(3)販売を1年以上中止、又は廃止した商品

2 次の各号に該当する者は、認定された全ての商品の認定を取り消すとともに、今後の申請を受け付けないものとする。

(1)認定された商品以外の商品にロゴマークを使用したとき。

(2)その他出雲推奨商品の認定に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき。

(ロゴマーク)

第17条 第7条で認定された商品は、別表3のロゴマークを使用できるものとする。

2 ロゴマークの使用は、色調や縦横比を変更せずに使用するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、出雲推奨商品認定委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

[別表 1] (第 5 条、第 1 4 条関係)

	(様式第 1 号) 認定申請書	(様式第 2 号) 商品基本情報 (FCP シート)	(様式第 3 号) 自己評価 シート	(様式第 4 号) 変更・取下げ 申請書	添付書類	商品 サンプル
認定申請	○	○	○	-	○	○
変更申請	-	○	○	○	○	○
取下申請	-	-	-	○	-	-

[別表 2] (第 1 2 条関係)

期別	認定日	認定期間	認定登録料 (1 品目当たり)
第 3 期 (R2. 4. 1~R5. 3. 31)	当初 (R2 年 4 月 1 日)	R2. 4. 1~R3. 3. 31	6,000 円
	追加 1 回目 (R3 年 4 月 1 日)	R3. 4. 1~R4. 3. 31	4,000 円
	追加 2 回目 (R2 年 4 月 1 日)	R4. 4. 1~R5. 3. 31	2,000 円

[別表 3] (第 1 7 条関係)

ロゴマーク

